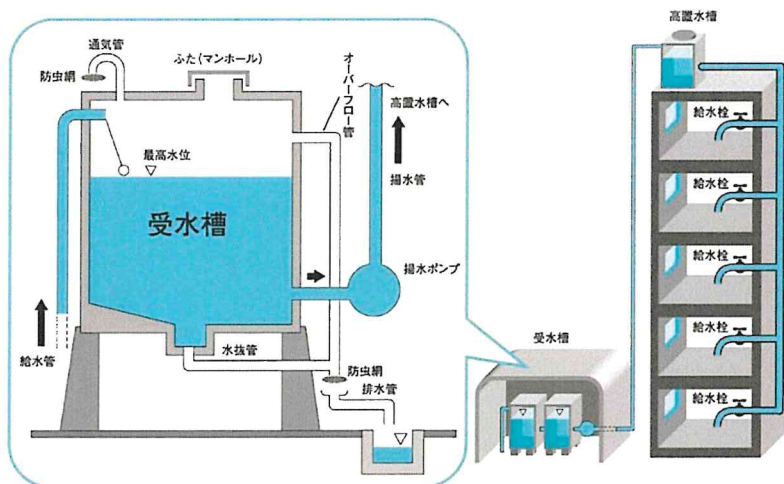


小田原市内に受水槽を所有する皆様へ

受水槽にいったん水道水を溜めてから水を供給し使用する施設は、水道法あるいは市条例*に該当する場合があります。（*：小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料の確保に関する条例）

この場合、受水槽を新設・廃止・変更した際は環境保護課へ届出が必要となります。また法定検査・清掃・点検及び水質検査等は設置者（所有者）が適正に行う必要があります。



必要な届出

有効容量	分類（関連法令）	必要な届出（事後速やかに届出るもの）
10m ³ を超える	簡易専用水道 （水道法）	新設：簡易専用水道設置届 廃止：簡易専用水道廃止届 変更：簡易専用水道記載事項変更届
10m ³ 以下	小規模受水槽水道 （市条例）	新設：小規模受水槽水道給水開始届 変更・廃止：小規模受水槽水道変更届

様式は小田原市ホームページよりダウンロードできます。

設置者の義務

- 水槽の清掃
受水槽・高架水槽の清掃は1年に1回以上行って下さい。
（清掃は専門業者へ依頼することをお勧めします。別表2を参考にして下さい）
- 施設の点検等
点検により、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを予防する措置を講じて下さい。
- 水に異常を認めたときの水質検査の実施
色・臭い・濁り・味などに異常を認めたときは、速やかに水質検査を行って下さい。
→異常時は環境保護課へ至急連絡をください！（給水停止になる場合があります）



登録（指定）機関による検査の受検（法定検査）

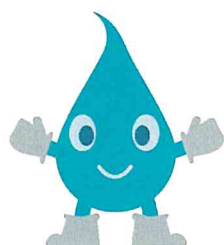
簡易専用水道及び有効容量が8m³を越える小規模受水槽水道の設置者は、1年以内ごとに1回、登録（指定）機関の検査を受けることが、法令で義務付けられています。8m³以下の受水槽も定期的な検査を受け、施設を管理していただくよう努めて下さい。検査機関は下記表1のとおりです。

表1

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町 224 番地 1	045(661)0975
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1 丁目 15 番 1 号	042(778)9208
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町 14 番地 1	045(773)6444
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町 1 丁目 100 番 38 号	042(525)3186
一般財団法人日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町 10 番 6 号	044(288)5225
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原 2 丁目 22 番 5 号	045(439)3320
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市幸町 18 番 4 号	0467(83)0605
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5 丁目 18 番 6 号	03(3671)5941
中央環境理研株式会社	山梨県南アルプス市小笠原 6 番地	055(283)6155
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 26 番 14 号	03(5914)4431
一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス	相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 9 番 15 号	042(768)4222
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町 14 番 11 号	045 (758) 2922

表2：水槽の清掃業者（参考）

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
株式会社オービーエム管財	小田原市風祭 72 番 1 号	0465(23)4038
株式会社東海ビルメンテナンス	小田原市本町 1 丁目 13 番 6 号	0465(23)4116
株式会社綜建設備	小田原市国府津 2 2 9 3 番 2 号	0465(48)2722
株式会社トータルライフサービス	小田原市寿町 1 丁目 1 番 12 号	0465(35)9581
サーヴ住設株式会社	小田原市鬼柳 1 7 2 番 1 4 号	0465(37)6001



お問い合わせ・届出は・・・

小田原市環境保護課 公害対策係

電話：0465-33-1483